

中国における公有制と個人的所有制

河村, 誠治

<https://doi.org/10.15017/3000025>

出版情報 : 経済論究. 80, pp.83-102, 1991-07-26. 九州大学大学院経済学会
バージョン :
権利関係 :

中国における公有制と個人的所有制

河 村 誠 治

〔目次〕

はじめに

I 公有制と経済体制改革

1. 旧経済体制
2. 経済体制改革
3. 二つの公有制観

II 経済体制改革と個人的所有制

1. 個人的所有制の含意をめぐって
2. 社会的な個人的所有制
3. 個人の全面的発展

おわりに

注

はじめに

これまで中国では、個人的所有は、歯ブラシ、靴、下着といった、個人に愛着のある日用品、あるいは他人がかわって使用しにくいような生活手段（消費財）にのみ認められてきた。ところが、78・79年以降の経済体制改革の深化とともに、勤労大衆の株式保有、金融機関への個人貯蓄そしてその投資など、生産手段の個人的所有といった新たな事態が顕在化し、従来の〈生産手段の公有制〉ならびに〈消費財の個人的所有制〉¹⁾にさまざまな角度から疑問が投げかけられることになっている。こうしたなかで、今日最も論議を呼んでいるのは、株式制度ならびに財産権一般の確立が他ならぬ社会主義“経典作家”²⁾の説いた個人的所有制であるという主張である。その背景には、改革が一定の成

果を収めつつも、ここにきていよいよその限界、特に国民経済の要である公有制企業の業績の伸び悩みが露呈し、株式制度という能率を重視した経営管理制度が、国民経済の成長に不可欠になってきたという現実の事情がある。そうした主張は新興の経営テクノクラートに、実践的、且つ公有制の枠内⁹⁾に留まった改革を目指すものとして大いに評価されているが、果たしてそれが“経典作家”が説いていたところの個人的所有制であるかは、これまた疑問である。

さて、本稿での主たる目的であるが、それは一方で、経済体制改革が個人的所有制にかかわる論議を生んだ点を重視し、他方で“経典作家”の諸著作からの引用を交えながら、中国における社会主義的公有制と個人的所有制との関係を初歩的に検討することである。公有制、個人的所有制と聞けば、恐らく、一部のあるいは多くの読者には、また百数十年來の空理空論が、あるいは疎外だの獲得だの込み入った抽象的論議がはじまると受けとめられるだろう。しかし筆者には、現実に中国の党官僚が、“経典作家”の唱えた社会主義を堅持しながら経済体制改革を行なうと標榜している以上、それは少しも空虚でも、抽象的でもなく、11億人もの勤労者およびその家族の行く末にかかわった、いたって現実的な問題のように思える。

I 公有制と経済体制改革

1. 旧経済体制

1949年10月の新中国成立とともに政権政党となった中国共産党は、「プロレタリアートはその政治的支配を利用して、ブルジョアジーからつぎつぎにいっさいの資本を奪いとり、いっさいの生産用具を国家の手に、すなわち支配階級として組織されたプロレタリアートの手に集中し、生産諸力の量をできるだけ急速に増大させるであろう」（『共産党宣言』）⁴⁾ という“経典作家”の信念に従って、58年頃より「一に大規模、二に公有化」（“一大二公”）というスローガンを掲げ、農村を中心に“大躍進”・人民公社化運動を繰り広げ、66年頃からは大都市をも巻き込んだ全国的なプロレタリア文化大革命を煽った。この間、勤労大衆には“社会主義優越性”なるものが鼓吹された。その主旨は、生産手

段が人民のもとに帰属したならば、i) 国は当然、全社会的な利益実現体に生まれかわり、農業、工業はもちろんのこと、あらゆる産業で釣り合いがとられ、国民経済は計画的に発展するようになり、ii) 労働に応じた分配という社会的公平原則が果たされ、人民はいよいよ主人公としての責任感を自覚し、自己労働を社会的労働として感じるようになり、iii) 社会的資源は合理的に配置され、価値法則という自動調整に基づいた損失、浪費という禍から免れることで、社会主義下の労働生産性は資本主義下のそれよりも格段に優れる⁵⁾、といったものであった。

こうして60年代の中頃までに、民族資本主義経済、个体経済⁶⁾など非公有制経済はほぼ完全に消滅させられ、全民所有制と集団所有制とからなる公有制経済が出現した。その全民所有制は全国人民レベル、集団所有制は地域人民レベルでの所有制という定義上の違いがあるが、実のところ地域を管轄・運営する地方政府の上部に国（中央政府）の権力が存在し、両者はともに一元的且つ集権的な公有制（国有制）であり、質的相違を認めることはできなかった。

しかし、そうした〈生産手段の公有制→生産力の増大〉という公式ないし“社会主義優越性”なるものは、次の引用に見られる通り、現実のなかで立証されることはなかった。

「わが国の生産総額の伸びは低くはないが、その経済効果という点では非常に劣っており、むしろ下降傾向にあったと言える。資金100元あたりの実現税・利は1957年で34.7元、79年で24.8元と29%低下し、100元産出するために必要な流動資金は逆に19.4元から31元へと50%増加している。」⁷⁾

「世界全体に占めるわが国国民総生産の割合は、1955年4.7%であったものが、1982年には2.5%に低下している。それを日本と比較すると、1960年ではほぼトントンであったものが、1985年には1/5にまで低下している。1983年度の一人当たり国民所得と比較すると、わが国は352ドルでアメリカの1/40、日本の1/30である。……1952～81年の30年間では、わが国の全要素生産性は上昇していないばかりか逆に年平均で0.3% 遞減しており、先進国どころか発展途上国の平均値にさえも遠く及んでいない。」⁸⁾

2. 経済体制改革

78年12月、中国共産党3中全会で工業、農業、国防、科学技術の「四つの現代化」が再確認され、いよいよ経済体制改革が実施されることとなった。当時最大の課題は当然、最も深刻な問題、すなわち8億人にも及んだ農村居住者の日々の衣食を確保するという“温飽問題”の解決であった。そのために国は時を移さず、それまで政治と経済を結合させた、集団所有制の人民公社を解体し、その土地、生産手段を個々の農家単位に分割し、各農家に農産物の供出契約を結ばせた（“包産到戸”）。これが請負制の始まりである。この制度では、契約分以上の収穫は各農家に帰属することになり、その余剰分はプレミアム価格、協議価格といった優遇価格で国に買い上げられた。当然、農民の生産意欲は一挙に高まり、84年には、米、小麦、とうもろこし、大豆、芋類からなる“糧食”と綿花の生産高は、それぞれ中国史上初の4億トン、600万トンの大台を突破した。この数値は、改革前のそれぞれの最高値、2.8億トン強（76年）、250万トン強（73年）と比較すれば、いかに驚異的なものであったかがわかる。85年には、植物性油脂原料（1,600万トン弱）、粗糖（6,000万トン強）、果物（1,200万トン弱）、食肉（1,700万トン強）、水産物（700万トン強）、茶（43万トン強）、葉タバコ（200万トン強）、繭糸（33万トン強）などの“農副産品”が史上最高の数値を記録した。

こうした農業改革の成果が引き金となって、本格的な商品経済が到来することになる。すなわち、生産奨励のための食販制度では、販売価格が買い上げ価格以下という逆ザヤ政策が基本にあり、豊作であればあるほど巨額な財政赤字が記録されることになり、ついに国は85年に「統一買付け・統一販売制」（“統購統銷制”）という30年間続けてきた流通独占政策を放棄せざるをえなくなり、量的、現物請負は貨幣的、経営請負（“包干到戸”）に切りかえられることになったのである。つまり、流通面での変革が、生産物経済から価格を軸とした商品経済（市場経済）への移行を可能ならしめたのであり、またそのことは端的に、従来の計画経済が物不足、生産不足によった統制経済に過ぎなかったことを露にしている。

そして、農村での改革は、基本的に“温飽問題”を解決した以上に社会的生

産力を高め、商品経済を浸透させ、数多くの“万元戸”とよばれる富農を生み出した。かれらの一部は、生産手段の公有制を原則とした旧経済体制に反発し、農村の過剰人口と豊富な貨幣貯蓄という条件を利用して、いよいよ生産手段を購入し、労働者を雇い入れ、私人的所有制経済（“私営経済”）を営みはじめている⁹⁾。

さらに、農村改革は都市での个体経済や“私営経済”の出現を促したばかりか、84年末頃からの公有制企業への請負制（“承包経営責任制”）、続いてリース制（“租賃経営責任制”）の導入、そして87年からの国営企業の株式会社化というような事態をも引き起こした。

今や公有制は、経済体制改革のなかで、次の3面から変容していると言える。すなわち、①請負制、リース制、株式制など各種経営制度の実施による公有制内部での構造的変化、②个体経済、“私営経済”など非公有制経済の出現による公有制経済の相対的な地位低下、③各種所有制の融合による変容である。このうち現実とくに問題となっているのは、①の公有制内部での構造的変化である。というのは、个体経済、“私営経済”など非公有制経済の伸びは著しいものの、現在のところ国民経済全体に占めるその割合がまだ極めて小さいからである¹⁰⁾。

続いて、その公有制企業内部とくに国営企業内部での構造的変化を簡単に振り返っておこう¹¹⁾。

国営企業改革の方針は、農業改革と同様“政経分離”であった。それは〔政治—国（政府）—党官僚—所有（権）〕と〔経済—企業—経営者—経営（権）〕との分離、すなわち所有（権）と経営（権）の分離（“両権分離”）を意味するものである。

その分離の第1段階は、大体、78・79年から豊作年の84・85年までの期間に相当し、企業自主権拡大期と性格づけられる。従来、国営企業での生産、販売、資金運用、経営者層の任免などの諸権限は、国の一元的〈所有→支配（経営）〉領域とされてきたが、この期に、そうした権限が部分的ながらも企業に“下放”され、経済責任制が実施された。また、全利潤上納制を納税制に改めるという税制改革（“利改税”）も実施された。こうして、企業内での留保利

潤（剰余積立金）が生じることとなった。しかし企業の自主権拡大の動きは、経営者の地位が不安定で、留保利潤の帰属が不明瞭であったため、大幅な賃上げ、放漫経営など、企業の活性化につながらない現象があとを絶たず結局失敗に終わった。

第2段階は、84・85年から今日まで最も一般的に普及している、請負制、リース制という経営制度の実施である。両制度ともに国が期限を設け、国営企業を丸ごと請負あるにはリースに出す制度であるが、そのうちリース制は、リース料という民事的な有償契約が持ち込まれているため、所有と経営の分離の徹底が期待されることになった。ただそれらは、公有制経済の国民経済に占める割合が大きいうえに、〈国有→国営〉という図式が完全に払拭できておらず、絶えず党官僚の関与を受けている。また契約期限が存在することで、満期日を目がけての略奪的生産があとを絶たず、加えて国有ゆえ留保利潤の帰属が不明瞭で、固定資産投資がなおざりにされ、第1段階同様、企業の十分な活性化、拡大には結びついていないのが実情である。

第3段階は、87年以降の国営企業の株式会社化である。それはいわゆる資本集中機構としてではなく、「国有資産の所有権が株主の権利に転化されることで、企業の経営権が確立し、国有資産の収益ならびに国有制が保証され、国有企業が商品生産者としての財産的品性を獲得し、……（これまでのような）国有資産の静態的実物管理から脱却できる」¹²⁾ というような、合理的な財産経営組織形態の確立のために試行されたものである。具体的には、それは、第2段階の請負制、リース制での略奪的生産、留保利潤の帰属といった問題を解決するため、国——全民資産、企業——剰余積立金、個人——個人資産を株式換算し出資することである。

こうして、財産権を多元的、一般的、法的に確立しようという主張——「企業改革を推進する決定的方針は財産権の改革であり、請負制を社会主義的株式制度にまで推し進めることである」¹³⁾ といった主張がますます声高となってきた。

3. 二つの公有制観

公有制企業での改革が深化すればするほど、かつての「収奪者への収奪」といった公有制が、いかに資産増殖面を無視し、商品経済、価値法則、資源の合理的配置を否定したものであったのか、またいかに平均主義的分配を強要し、企業経営者層の成長を阻み、党官僚の特権を許してきたものであったかを白日のもとにさらすことになっている。

こうして今日では、旧経済体制は、“大鍋飯、鉄飯碗、供給制、集権制”であったと広く一般に反省されている。“大鍋飯”とは、企業が国の、労働者が企業の“大鍋飯”を食らうことであり、それは競争原理の喪失をあらわし、“鉄飯碗”とは、親方日の丸的な硬直した終身雇用制度であり、それは就業規律の低下につながり、“供給制”とは、“統収統支”（統一的収支），“包下来”（丸抱え）といった完全な配給制であり、それは交換面の軽視、商品経済の否定を意味し、“集権制”とは、生産現場から遠く離れた行政機関による経営コントロールであり、それは経済外的強制を示している。

では、そうした旧経済体制の病根は一体何であったのであろうか。徐青民と張文賢の両氏は次のような対照的な見解を述べている。

①徐の見解；『病根は公有制がつくりだす財産権の「不在」にある。すなわち、生産手段が全社会の人に帰属すると言いながら、いかなる職場、個人にも帰属しておらず、各々の社会成員が名義上すべて生産手段を獲得すると言いながら、実際には誰も生産手段を獲得してはいない。これによって一連の厄介な問題が出てきた。……とりわけ問題なのは、各レベルでの党官僚が事実上の生産手段の主人となり、公共の財産がごく限られた人間に無償で使用、獲得されるという事態を招いたことであった。加えて、社会主義国の民主、法制の整備は不十分で、各レベルの党官僚に対する規制が甘く、問題をより複雑にした。』¹⁴⁾

②張の見解；『財産権の不在は公有制がつくりだしたものではない。……公有制はそれ自体、理論的にも、実践的にも、その財産権は「不在」ではなく、財産関係は非常にはっきりしている。……たとえば鉄道、鉱山、土地、銀行は全民所有であるが、それらはいかなる職場、個人にも帰属するものではないし、このことでその財産権が「不在」だということにはならない。そうした財産権の「不在」は公有制に異変が生じたためである。……公有制は実践のなか

でいささか問題を生じさせはしたが、……それは主として公有制に異変が生じた結果で、公有制それ自体の問題ではない。公有制は合理性を有したものであるが、もとから優越性を備えたものではない。……それ相応の健全な管理制度に注意を払わねば、公有制は異変を来し、財産権の「不在」という状況を生む。』¹⁵⁾

以上のように、徐は財産権の「不在」に、張は経済責任制、独立採算制など管理制度の「欠落」に公有制の病根を見たわけである。そして両者にそうした見解のズレを生じさせたのは、他ならぬ全く逆の公有制観であった。すなわち、徐は公有制を個々人の所有を肯定した上での結合によるものと考え、張はそれを個々人の所有を否定した上での集合によるものと考えている。通俗的表現を用いて言えば、前者は「これは私のもので、あなたのものでもありますね！ だったらみんなのものですね！」、後者は「これは私のものでも、あなたのものでもありませんね！ だったら公のものですね！」ということになる。

確かに、両者の観点是对照的ではあるが、社会主義的公有制の枠内で（混乱の多い革命ではなく改革のなかで）、〈公有制→生産諸力の増大〉という公式を実践しなければならないという認識、そしてそのためには、勤労者の“動力、圧力、権力”といった問題の解決、さしあたりは勤労者の賃金、ボーナス、福利面での向上で間に合うが、将来的には生産諸力増大のために決定的な何らかの手を打たなければならないという見解では完全に一致している。こうして、“経典作家” マルクスが予言していたという、公有制樹立後に新たに「個人的所有をつくりだす」ことが再度想起されることになる。

II 経済体制改革と個人的所有制

1. 個人的所有制の合意をめぐって

今から百数十年も前に、社会主義“経典作家” マルクスは奇しくも、社会主義公有制を樹立した後、「個人的所有をつくりだす」と述べている。これまで中国では、その真意を探ることは「ゴールドバハの予測」流の難題と言われ一般に敬遠されてきたが、ここ最近、さまざまな観点から活発な論議が交さ

れている。ここではまずその一部、とくに前述の徐と張の二つの公有制観、及びその公有制と個人的所有制の関係を明らかにする上で必要と思われる箇所を紹介する。

(1) 消費財の個人的所有制なのか？

〈Yes〉；公有制も個人的所有制もともに、資本主義的私有制を廃したのちに成立する。前者が勤労者全体による生産手段の獲得（＝取得，占有）であるのに対し、後者は勤労者個人による、その生産手段を控除した残りの消費手段の獲得である¹⁶⁾。その根拠は次の通りである。

「社会的所有にはいるのは土地 その他の生産手段であり、個人的所有にはいるのは生産物、すなわち消費対象である」（『反デューリング論』¹⁷⁾

「気分をかえるために、共同の生産手段で労働し自分たちのたくさんの個人的労働力を自分で意識して一つの社会的労働力として支出する自由な人々の結合体（＝社会主義社会）を考えてみよう。……この結合体の総生産物は、一つの社会的生産物である。この生産物の一部分は再び生産手段として役だつ。それは相変わらず社会的である。しかし、もう一つの部分は結合体成員によって生産手段として消費される。したがって、それは彼らのあいだに分配されなければならない。」（『資本論 I』¹⁸⁾

〈No〉；社会主義社会でなぜ消費財の所有がとりたてて問題にされなければならないのか。もともと消費財は消費される前に個人に分配されるもので、それは生産の結果に過ぎず資本主義にも存在している。消費財に独立した所有なり所有制度を認めることはできないし、またその獲得に社会形態の特徴を認めることもできない¹⁹⁾。

(2) 生産手段の所有制なのか？

この設問に入る前に次の引用を見ておこう。

★「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式は、したがってまた資本主義的私有も、自分の労働に基づく個人的な私有の第一の否定である。しかし、資本主義的生産は、一つの自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。それは否定の否定（＝社会主義社会）である。この否定は、私有を再建しはしないが、しかし、資本主義時代の成果を基礎とする個人的所有

(独 individuelle Eigentum, 英 individual property) をつくりだす。すなわち、協業と土地の共有と労働そのものによって生産される生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだすのである。」(『資本論 I』)²⁰⁾

この引用文は、最初から「……第一の否定である。」までの前段落とそれ以降の後段落から成る。前段落では資本主義的生産様式と取得様式が確立するまでの過程、すなわち自己労働を基礎とする個人的小私有が資本主義的生産様式と取得様式に取ってかわられる過程が述べられ、ここでは勤労者は自己の労働手段を失い賃労働者に、資産階級が収奪者になる。後段落ではまず、生産手段の性質が変わること、すなわち個人取得の労働手段から勤労者が共同して取得する社会的生産手段に変わらざるをえないこと、そしてこのような取得対象の変化が資本主義的生産の「自然過程の必然性」であり、「資本主義時代の成果」であると述べられている。

では、設問に戻ろう。

〈Yes〉; 個人的所有制は「否定の否定」中の 2 番目の「否定」の帰結であり、それはより高いレベルでの原点復帰を意味する。すなわち、原点が「自分の労働に基づく個人的な私有」という生産手段の所有制であるからには、帰結も同じく生産手段の所有制ということになる。また、「否定の否定」のあと「生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだすのである」から、それは公有制を言い換えたものである。すなわち、個人的所有制＝(社会的)生産手段の所有制＝(生産手段の)公有制である²¹⁾。

〈No〉; 「資本主義的生産様式から生まれる資本主義的取得様式」からも伺えるように、個人的所有制は生産様式ではなく生産物の取得様式の範疇に属す問題ではないのか。また、「生産手段の共有」から、個人的所有＝生産手段の所有制＝公有制といった解釈を引き出すのでは、個人的所有制それ自身の独立した概念、意義を脱落させるばかりか、それでは敢えて個人的所有制という用語を用いる必要はないし、また論理的に、「生産手段の共有(＝公有?)とを基礎とする個人的所有(＝生産手段の公有?)をつくりだす」といった同義反復に陥るのではないか²²⁾。

(3) 「万人による生産手段の私有制」なのか?

〈Yes〉；私有制には、一部の人間による私有制と万人による私有制があり、前者は廃絶されるが、後者の生産手段の私有制は否定されない。そもそも個人的所有制は、勤労者の地位を真に変えるという意図より生じ、それはあらゆる社会成員が社会的生産手段の所有者となる新たな私有制である²³⁾。その根拠は次の通りである。

「共産主義は廃止された私的所有の肯定的な表現であり、さしあたりは普遍的な私的所有である。……それは、私的所有として万人によって所有されえないものはことごとくぶちこわしてしまおうとする。」(『経済学・哲学手稿』)²⁴⁾

「コミューンは、多数の人間の労働を少数の人間の富と化する、あの階級的所有を廃止しようとした。それは収奪者の収奪を目標とした。それは、現在おもに労働を奴隷化し搾取する手段となっている生産手段、すなわち土地と資本を、自由な協同労働の純然たる道具に変えることによって、個人的所有を真実にしようとする。」(『フランスにおける内乱』)²⁵⁾

〈No〉；個人的所有制を私有制とする観点は、私有制にどのような解釈を加えようとも“経典作家”の本意とは異なるのではないか。というのは、i) 近代的工場制度下での社会化された大規模生産が、生産手段に対しあらゆる私的占有を否定し社会的共有(公有)を要求する、ii) 私有制が階級を生み、階級闘争の根源であり、それを否定した未来社会は階級が消滅した社会と考えられていたからである。また、[★引用文]の帰結は協業と生産手段の公有制だから、もし私有制の論点から表せば、「協業と生産手段の公有制とを基礎とする私的所有をつくりだす」ということになり、明らかに不自然である²⁶⁾。

(4) 労働力の個人的所有制なのか？

この設問に入る前にまず次の引用を見ておこう。

「資本主義的 生産様式は、物的生産諸条件が資本所有と土地所有というかたちで働かない者のあいだに分配されていて、これにたいして大衆はたんに、人的生産条件すなわち労働力の所有者にすぎない、ということをも土台にしている。」(『ゴータ綱領批判』)²⁷⁾

「労働力の所持者が労働力を商品として売るためには、彼は、労働力を自由に処分することができなければならず、したがって彼の労働能力、彼の一身の

自由な所有者でなければならない。」(『資本論Ⅰ』)²⁸⁾

〈Yes〉;「資本主義的 生産様式から生まれる資本主義的取得様式」に見られる通り、生産様式とは、生産手段 (Pm) と労働力 (A) との組み合わせによつた生産条件であり、そこから生まれる取得様式は当然その条件を保証するはずのものである。物的生産条件が生産手段の所有制であるからには、人的生産条件が労働力の個人的所有制である。また、「協業と……生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだす」中での「共有」は、労働者による生産手段に対する全体所有制ということであり、すでに分配済みの生産手段に対し未分配の労働力を個人的に所有することである²⁹⁾。

〈No〉;資本主義社会での労働力商品の問題は、「否定の否定」によつてすでに消滅した問題ではないのか。“経典作家”の説く個人的所有制とは、「労働力商品」というものが勤労者個人の占有に帰すことではなく、主体的「労働そのもの」が勤労者に帰すること、すなわち勤労者自身の労働に対する自主性の確立である³⁰⁾。

(5) 結合体成員による、社会的な個人的所有制なのか?

〈Yes〉;“経典作家”は、「資本主義的 所有はすでに集团的生産様式の上に立脚しているので、社会的所有に転化するほかはない。」(『オテーチェストヴェンヌイエ・ザピスキ』編集部への手紙)³¹⁾と述べているが、このことは次の株式会社に関する引用とも符合する。「株式会社では、機能は資本所有から分離されており、したがつてまた、労働も生産手段と剰余労働との所有からまったく分離されている。このような、資本主義的 生産の最高の発展の結果こそは、資本が生産者たちの所有に、とはいつてももはや個々別々の生産者たちの私有としてのではなく、結合された生産者である彼らの所有としての、直接的 社会所有としての所有に、再転化必然的な通過点なのである。それは、他面では、これまではまだ資本所有と結びついている再生産過程上のいっさいの機能が結合生産者たちの単なる機能に、社会的機能に、転化するための通過点なのである。」(『資本論Ⅲ』)³²⁾

すなわち、個人的所有制は、社会的所有を基礎とした、結合体成員による個人的な所有で、その典型的形態が株式会社制度である³³⁾。

〈No〉；「あらゆる個人」と「個々の個人」とが混同されているのではないか。引用文中の「結合された生産者」とは、結合された生産者個人ではなく、結合された生産者の集合（原文でも複数形，独 assoziierter Produzenten，英 associated producers）であって、その財産は生産者個人の財産ではなく、生産者全体の財産である。個人的所有制は結合した“社会個人”の所有制であり、「孤立した単なる個人的所有制」ではない³⁴⁾。

(6) 個人的財産権の確立なのか？

〈Yes〉；個人的財産は現実に、勤労者の保険・リスク負担基金として就職、転職、休職、失業、教育、余暇活動などに必要不可欠であり、勤労者の個性を自由に発揮するための物的必要条件となっている。そしてそれを財産権として認めることは、財産権一般の確立の基礎となり、市場を通じた資源の合理的配置にもつながる。つまり、それは無限な人的資本の差異性、個人の機会コストと社会コストとの間の差によるもので、個人の選択はいかに完全な集団の選択でも置き換えることはできない³⁵⁾。

〈No〉；個人的財産権の確立は国有の生産手段を個々人に分散し、私有制の復活につながるのではないか。とくに個人が株式、社債を購入することは、企業家層の経営を期待、助長するだけで、広範な勤労者の主人公としての積極性を促すものではない。個人的所有制とはあくまで「共有」に基づいた公有制である³⁶⁾。

(7) 現段階の个体経済なのか？

〈Yes〉；公有制の枠内での〈個別農家請負制〉や公有制の周囲に出現した〈个体労働者の各種経営活動〉など、个体経済は実際に、社会主義公有制を基礎とする「個人的所有」という成果をつくりだしている³⁷⁾。

〈No〉；経済体制改革のなかで生じている个体経済を“経典作家”が提起した個人的所有制と同一視することはできない。というのは、それが i) 実質的に小私有制で、利益面で排他性を有し、ii) 全生産手段を社会的共有に付すものではなく、ごく少量の生産手段を限られた生産者個人の所有に帰しているからである³⁸⁾。

2. 社会的な個人的所有制

かつて、正統的な社会主義経済理論では、資本主義と社会主義とを区分する最大の基準は私的所有制の有無であり、また資本主義の各種矛盾を取り除く特効薬は「収奪者への収奪」によった公有制とされてきた。しかし、社会主義“経典作家”が、私有制を本当に否定していたのか、そして中国で見られるような、生産諸力の増大に結びつかない、ルール違反の公有制を提唱していたのかという点は疑問である。こうした疑問に答えるために、ここでⅡ1. の諸説の関係を整理しておく。

すでに(3)中で見てきたように、私有制は、社会的生産手段が全社会成員の手にある〈万人による私有制〉と〈一部の人間による私有制〉とにわけられる。実は、この二つの私有制が、先に述べた、徐、張の両氏による、二つの公有制観——〈公有制：結合体全成員（万人）による私有制〉と〈公有制：万人の私有を禁じた“無人所有制”，国家所有制〉とを生じさせていたのである。そして、この二つの公有制観、とくに前者がさまざまな個人的所有制説を生む母体となっている。

まず、(3)(4)(5)(6)中の肯定意見であるが、それらはすべて徐に見られた〈私有制，公有制〉観を基礎に展開されている。すなわち、万人の私有制観では、「否定の否定」後の個人的所有は同時に社会的な所有であり、その社会的な所有を制度として確立するには、勤労者個人による自己の労働力の自由な販売権を認めることや、勤労者個人の財産権を基礎とする財産権一般の確立が必要となり、株式制度がその典型的形態ということになる。こうした理論的展開は、折りからの国営企業の請負制、リース制の限界そして株式化への模索という現実なくしては考えられないことであった。

しかしながら、それらが果たして、社会主義“経典作家”の唱えたところであったかは疑問である。確かに、“経典作家”は、共産主義の特徴を「所有一般」の廃止ではなく、「ブルジョア的所有」の廃止とし、勤労者自身がかせぎだす財産の所有を認めていたし、それがあらゆる個人的な自由、活動、独立の基礎であるとも述べている。ただし同時に、工業の発展がそうした小市民的所有、小農民的所有を廃止し、現実、社会成員の大多数にとって私的所有は廃止

されているとも述べている（『共産党宣言』³⁹⁾。すなわち、小商品生産者個人の私有制はこれまで現実に、社会経済形態の付属で、独立した経済的地位を築くことはできておらず、「万人による私有」を基礎とした理論的展開は空想の域を出ないものと言わざるをえない。また、「経典作家」は、『(共産主義社会では、) 平等は等しい尺度で、すなわち労働で測られる点にある』（『ゴータ綱領批判』⁴⁰⁾）とも述べ、勤労者が各自別々の所有権で別々の収益をあげてことを提唱してはいない。さらに、「経典作家」の説く個人的所有制が個人的財産権の確立であるとする論者には、次の問いが答えられないままである。Q 1 ; もしも個人の財産権が均等ならば、財産権におうじた収益分配ということは問題にならないのではないかと、Q 2 ; もしも物的刺激のために個人の財産権を不均等にすれば、私有財産の必要性、生存競争の存在、共産主義の未到来を認めているのではないかと？

次に、(2)中の肯定意見であるが、それは張に見られた〈私有制、公有制〉観を基に展開されている。すなわち、個人的所有制＝生産手段の公有制説によれば、「否定の否定」後の個人的所有制は、旧経済体制に欠けていた、経済責任制、独立採算制といった管理制度と結びついた、「本来あるべき」生産手段の公有制に復帰させることであった。この見解は一見したところ「経典作家」の述べた個人的所有制に近いように思えるが、やはり大きな隔たりがあると言わざるをえない。というのは、「経典作家」は、公有制を条件あるいは手段あるいは土台として考えてはいたが、終始一貫してそれを目的としてはいなかったからである。「経典作家」がまさに、「労働そのものが第1の生命欲求になったのち、個人の全面的発展にともなって、またその生産力も増大し、協同的富のあらゆる泉がいつそう豊かに湧きでるようになったのち、そのときはじめてブルジョアの権利の狭い限界を完全に踏みこえることができ、社会はその旗の上でこう書くことができる——各人はその能力におうじて、各人はその必要におうじて！」（『ゴータ綱領批判』⁴¹⁾）と述べていることから明らかなように、「否定の否定」後の目的は、公有制そのものではなく、「個人の全面的発展」である。

最後に、(7)に見られた肯定意見、すなわち个体経済を個人的所有制とみなす

見解であるが、それは成果を第一に考え現実的とは言ふものの、個体経済は明らかに、万人の私有制ではなく、一部の人間の小私有制であり、ゆえに公有制の外部にあり、とても「否定の否定」後の個人的所有制とは言えない。

3. 個人の全面的発展

これまで、経済体制改革のなかでの現実をもとに、“経典作家”が説いた「個人的所有をつくりだす」ことの真意を探ってきた。最後に、筆者はそれを「個人の全面的発展」で以て一応の結びにかえたい。

そもそも資本主義的私有制が、「単純な関係でも、また抽象的な概念でも、原理でもなく、ブルジョアの生産関係の総体である」(『道徳的批判と批判的道徳』)⁴²⁾ からは、社会主義的公有制も社会主義的生産関係の総体であるはずである。ゆえに、「協業と……生産手段の共有とを基礎とする個人的所有をつくりだす」ということは、公有制という生産諸関係をつくりだすことの別表現であり、公有制の他に、二元的に「個人的所有をつくりだす」ことではない。

“経典作家”自身、資本主義的生産様式の消滅する状況を次のように述べている。

『この章(＝フランス語版『資本論』第32章)の最後に、この〔資本主義的〕生産の歴史的傾向が次のように要約されています。すなわち、この生産は、「自然の転変を支配する不可避性をもって、おのれ自身の否定をみずからうみだす、」この生産は、同時に社会的労働の生産諸力とすべての個人的生産者の全面的発展とに最大の飛躍をもたらすことによって、新たな経済秩序の諸要素をみずからつくりだした、また、資本主義的所有は、事実上すでに集団的生産様式の上に立脚しているので社会的所有に転化するほかはない、ということがそれであります。』(『「オテーチェストヴェンヌィエ・ザピスキ」編集部への手紙』)⁴³⁾

この引用からも明らかなように、生産諸力の増大と個人の全面的発展がペー一になって、社会的所有はつくりだされる。つまり生産諸力の立ちおくれた現段階の公有制は時期尚早な制度と言わざるをえず、公有制経済のなかに私有制の痕跡が存在してもなんら不思議はない。現在公有制企業で実施されている、

請負制，リース制，株式制といった各種経営責任制は，現実のなかで確かに，一定の成果をあげてきたが，それは現段階の生産が生産諸力の水準に合致しているだけのことで，それを以て直接，社会的所有制と解釈することはできない。

要するに，個人的所有制は，社会的生産力を高め，勤労者個人の全面的発展を可能にする社会的所有制で，発達した社会主義社会での所有制度である。そこでは，生産手段の公有という問題は，すでに所与の土台として意識されなくなっており，当然〈生産手段の公有制→生産力の増大〉という公式ではなく，自由な人々の〈個人の全面的発展—生産力の増大〉が公式となっている。最後に，これまでの内容を簡単な表に整理し振り返っておく。

	旧体制の 病根	改革の具 体的方法	廃絶される私有制 (公有制観)	個人的所有制		
				目的	条件	諸説
徐 など	財産権の 不在	株式化の推 進	一部の人間の私有 制 (万人の私有)	物質的，文 化的生活	公有制	(3)(4)(5) (6)
張 など	管理の欠 如	請負・リー ス制の徹底	一切の私有制 (万 人の非所有)	物質的，文 化的生活	公有制	(2)
マルクス	—	—	一切の私有制 (万 人の所有)	個人の全面 的發展	公有制	—

おわりに

78年末にはじまった経済体制改革の軸は，価格の改革と所有制の改革との二つである⁴⁴⁾。前者は従来の計画経済の下での生産物を市場経済の下での商品にかえるための新たなルールづくりで，後者はその商品を如何に量的，質的に十分生産してゆくかをめぐっての人間関係，社会関係づくりで，本稿での対象であった。いずれにせよ，経済体制改革の最大の課題は，“民以食為天，衣食足而后知榮辱”という諺にも見られる通り，11億勤労者およびその家族の物質的，文化的生活への欲求を如何に十分に満たすかであり，労働の場での勤労者個人の全面的発展あるいは自己実現といった社会主義本来の理想はまだまだ先のことである。こうした理想と現実との隔たりが生じたゆえんは，つまるところ

る生産力の低さにある。

その生産力の増大を果たすために、新興の経営テクノクラートは、現段階では多元的所有による、公有制経済の株式化ならびに財産権一般の確立以外に方法は無いと主張するのであるが、このことは実質的な公有制企業の一元的所有者、経営者としての党官僚にとって、既得権益への侵害を意味し、当然かれらは、請負制、リース制の管理徹底に固執することになる。こうした二つの階層の葛藤を通じて、“経典作家”の説いた社会主義的公有制樹立後の個人的所有制創建が再度想起され、そしてそれは互いの立場に有利なように加工されている。

確かに、中国での個人的所有制に関わる諸論議は、“経典作家”の説いた理想からではなく、中国の現実から生じてきたもので、理想と現実あるいは抽象と具体とを混同したもののようにも思える。しかし筆者には、それらがあくまでも生産諸力の増大を目的としたものである限り、当然遅かれ早かれ、労働の場での勤労者個人の自己実現、消費財生産を基調とした産業構造への転換、合理的資源配置そしてそのための勤労者民主制といった問題にも直面するわけで、一概にそれらを単なる謬論として切り捨て、現段階の公有制と将来の個人的所有制とを切り離すこともできないように思われる。

注

- 1) 許滌新監修『政治経済学辞典<下>』（人民出版社1981年）では、個人的所有制は「社会主義下の個人的財産制であり、社会主義下での消費財が、労働者の個人的所有、支配に帰属する制度である。」（93ページ）と説明されているが、今日では、そうした消費財所有制説はすでに少数意見となっている。そのことは、改革前の、1978年3月採択の（旧）憲法第9条「国家は、公民の合法的所得、貯蓄、家屋およびその他生活手段の所有権を保護する」という規定から、改革後の、1982年改正の（新）憲法第13条「国家は、公民の合法的所得、貯蓄、家屋およびその他合法的財産の所有権を保護する」（アンダーライン——引用者）という規定への変更に端的にあらわれている。
- 2) “経典作家”という語は、「科学的社会主義」創設者のマルクス、エンゲルスなどへ敬意をあらわしたもので、中国ではごく自然に用いられている。
- 3) 一般には、個人的所有制は社会主義公有制（全民所有制、集団所有制）の枠外での个体経済や私的所有制と混同され流布している。
- 4) マルクス、エンゲルス『マルクス、エンゲルス全集』4巻大月書店、494ページ。
- 5) 徐青民「社会主義公有制的歴史抉擇」『社会科学戦線』1989<1>、20ページ。

- 6) 個体経済は、「一般に家族単位での、生産手段の自己所有、自己労働を基礎とした経済様式である。都市での自営手工業者、小売商、露天商や農村での小農経済がそれである」。(于光遠監修『社会主義経済建設常識(4)』江西人民出版社、75ページ)。
- 7) 周叔蓮「調整国民経済的几个理論問題」『経済研究』1981<3>、15ページ。
- 8) 徐青民、前掲論文、20ページ。
- 9) 洪銀興「現階段私営経済成長的環境」『社会科学戦線』1990<4>、17～23ページ。
今日中国では、私的所有制経済は“私営経済”という用語で表わされている。なお、“私営経済”と個体経済とをどこで区分するかといった問題も提起されようが、本稿では取り上げない。
- 10) 工業総生産額に占める非公有制経済の割合は、80年で0.6%未満、89年で7.1%未満である。(『1990年版中国統計年鑑』29ページ)。
- 11) 具体的状況については、すでに拙稿「国営企業の改革と財産権への挑戦」『中国の経済制度と統計・会計制度』九州大学出版会、に述べてある。
- 12) 四川省経済体制改革研究所産権制度改革研究組「国有企業 産権制度改革研究」『経済研究』1988<12>、32ページ。
- 13) 楊瑞龍「産権明晰化与双層股份制模式」『経済研究』、1987<2>、5ページ。
- 14) 徐青民、前掲論文、20～25ページ。
- 15) 張文賢「公有制的変異与復帰」『社会科学戦線』1990<1>、16～22ページ。
- 16) 王成稼「正確理解“重建个人所有制”」『経済研究』1990<1>、48～50ページ、括弧——引用者。
- 17) エンゲルス、前掲書20巻、136～137ページ。
- 18) マルクス、前掲書23 a 巻、105ページ、括弧——引用者。
- 19) 謝魯江「在更高的層次上重建確立労働自主性」『経済研究』1990<2>、54ページ。
- 20) マルクス、前掲書23 b 巻、995ページ、括弧、アンダーライン——引用者。
- 21) 蔣紹進「个人所有制与公有制」『厦門大学学報(哲社版)』1990<1>、8～10ページ。
- 22) 王成稼、前掲論文、50～52ページ。
- 23) 林慧勇「必須糾正对马克思所有制理論的一个誤解」『中国経済問題』1989<2>、1～2ページ。
- 24) マルクス、前掲書40巻、455ページ。
- 25) マルクス、前掲書17巻、319ページ。
- 26) 胡永遠「理論的前景与現實的選択」『中国経済問題』1989<5>、8～13ページ。
- 27) マルクス、前掲書19巻、22ページ。
- 28) マルクス、前掲書23 a 巻、220ページ。
- 29) 肖源「生産資料公有制基礎上的労働力个人所有制」『経済理論与经济管理』1985<4>、76ページ。
- 30) 謝魯江、前掲論文、55～59ページ。
- 31) マルクス、前掲書19巻、116ページ。

- 32) マルクス, 前掲書25 a 卷, 557ページ。
- 33) 林慧勇, 前掲論文, 3 ページ。
- 34) 王成稼, 前掲論文, 52~53ページ, 傍点——引用者。
- 35) 華生, 張学軍, 羅小朋「中国改革十年:回顧, 反思, 前景」『經濟研究』1988<12>, 10~25ページ。
- 36) 李茂生「国有制的改革: 困境, 陷穽和前景」『經濟研究』1989<9>, 21~29ページ。
- 37) 童大林「对所有制問題的几点認識」『世界經濟導報』1988. 9.19.<10>。
- 38) 馬德安「对“重建个人所有制”的“正確理解”的商榷」『經濟研究』1990<7>, 67 ページ。
- 39) マルクス, エンゲルス, 前掲書 4 卷, 488~490ページ, 傍点——引用者。
- 40) マルクス, 前掲書19卷, 20ページ, 括弧——引用者。
- 41) マルクス, 前掲書19卷, 21ページ。
- 42) マルクス, 前掲書 4 卷, 374ページ。
- 43) 前掲 31) に同じ, 括弧——引用者。
- 44) 劉国光「中国經濟改革理論十年回顧」『理論縱横經濟篇<上>』河北人民出版社, 18 ページ。